

## エコマーク商品類型 No.149

# 「BD/DVD レコーダー・プレーヤーVersion 1.0」 認定基準書

### —適用範囲—

主たる機能が光ディスク(BD、DVD等)を録画・再生する据え付けタイプの映像機器のうち、以下の機器を本商品類型の対象とする。なお、HDD/VCR一体型機を含むものとし、デジタルチューナーなどの付加機能の有無は問わない。

- ・ BD(Blu-ray Disc)レコーダー(録画・再生)
- ・ BDプレーヤー(再生専用)
- ・ DVD(Digital Versatile Disc)レコーダー(録画・再生)
- ・ DVDプレーヤー(再生専用)

制 定 日     2012年 1月 15日  
最新改定日   2019年 4月 1日  
有 効 期 限   2029年 1月 31日

(公財)日本環境協会  
エコマーク事務局

## エコマーク商品類型 No.149 「BD/DVD レコーダー・プレーヤーVersion1.0」認定基準書

(公財)日本環境協会

エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的 .....	1
2. 適用範囲 .....	1
3. 用語の定義 .....	2
4. 認定の基準と証明方法 .....	2
4-1.環境に関する基準と証明方法 .....	3
4-1-1 省資源と資源循環 .....	3
4-1-2 地球温暖化の防止 .....	4
4-1-3 有害物質の制限とコントロール .....	5
4-1-4 ユーザーへの情報提供 .....	6
4-2.品質に関する基準と証明方法 .....	7
5. 配慮事項 .....	7
6. 商品区分、表示など .....	7

## 1. 認定基準制定の目的

BD/DVD レコーダー・プレーヤーは、主に一般家庭においてテレビ番組の録画・再生、映像ソフトの視聴等に使用されている消費者に身近な製品で、2011年3月には一般世帯での普及率が72.8%、100世帯あたりの保有数量が133.1台<sup>1</sup>にもなっている。

DVD レコーダーについては、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」においてエネルギー消費の観点について基準が設定されているが、現在主流となっているBDレコーダーなどについては、製品のライフサイクル全体における環境負荷を総合的に考慮された基準は設定されていない。そのため、一般消費者の商品選択に役立つBD/DVDレコーダー・プレーヤーの環境側面に係る判断基準を整備することは、大きな意義がある。

そこで本商品類型では、BD/DVDレコーダー・プレーヤーについて、資源消費、省エネルギー、有害物質の使用削減、リサイクル・廃棄など、総合的な環境負荷低減を目指した製品設計の促進を目的とし、認定基準を策定した。

## 2. 適用範囲

主たる機能が光ディスク(BD、DVD等)を録画・再生する据え付けタイプの映像機器のうち、以下の機器を本商品類型の対象とする。なお、HDD(Hard Disk Drive) / VCR (Video Cassette Recorder)の一体型機を含むものとし、デジタルチューナーなどの付加機能の有無は問わない。

<sup>1</sup> 内閣府経済社会総合研究所、「消費動向調査 主要耐久消費財等の普及率(一般世帯)、主要耐久消費財等の保有数量(一般世帯) (平成23年3月末現在)」

- ・BD(Blu-ray Disc<sup>2</sup>)レコーダー(録画・再生)
- ・BD プレーヤー(再生専用)
- ・DVD(Digital Versatile Disc)レコーダー(録画・再生)
- ・DVD プレーヤー(再生専用)

### 3. 用語の定義

使用(動作)時の消費電力	再生・録画状態での最大の消費電力(W)。電気用品安全法 電気用品の技術上の基準を定める省令第一項に規定する定格消費電力をいう。
オフモード	機器が主電源に接続されているが、オンモードまたは待機モード機能を提供しておらず、かつ、使用者が手動スイッチを操作することによってのみ、その他のモードに切り替えることができる機器の状態をいう。製品がオフ状態であることのみをユーザーに示す表示器(インディケータ)の点灯は、オフモードに含まれる。
待機モード	機器が主電源に接続されており、意図した働きをするために主電源からのエネルギー入力を受けている状態で、手動スイッチ、リモコンまたは内蔵タイマーの動作によってオンモードに切り替わる機器の状態をいう。ただしネットワークスタンバイを除く。なお時計や、状態を表示する LED 等の表示、非表示は問わない。
高速起動モード	短時間でオンモードに移行するための機器の状態をいう。一般に、待機モードよりも消費電力が高くなる。
プラスチック	単一もしくは複数のポリマー材料と、特性付与のために配合された添加剤、充填材等からなる材料。
筐体	外装カバー。
筐体部品	機器を環境影響から保護すると共に、ユーザーと可動部品、発光部品または高電圧部品との接触を防ぐ部品。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。
希少金属類	昭和 59 年 8 月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種(希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮)の金属をいう。

### 4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書および関連書類を提出すること。

#### <一般原則>

分析試験場は ISO/IEC17025(一致規格 JIS Q17025「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」)に従って運営されていること(認定までは問わない)。申請者は書類作成と分析の費用を負担する。

製造者の試験事業者である場合の特別な要求事項：監督官庁がサンプリングや分析過程を

<sup>2</sup> Blu-ray Disc (ブルーレイディスク) は、Blu-ray Disc Association の商標

監視しているか、または分析と試験の実施の認可を受けているか、その製造者がサンプリングと分析を含む品質システムを確立し、ISO9001(一致規格 JIS Q9001)を保持しているか、またはサンプリングと分析を含む品質システムについて ISO9001 に準拠する社内規格があり、それに則して測定が行われている場合には、製造者の試験事業者は分析やテストをとり行うことが認められる。

#### 4-1.環境に関する基準と証明方法

##### 4-1-1 省資源と資源循環

- (1) 機器の本体質量(リモコン等の付属品は含まない)は、表 1 に適合すること。

**【証明方法】**

機器の本体質量を付属証明書に記載すること。また機器の本体質量が記載された取扱説明書、リーフレット、ホームページなどの該当部分の写しを提出すること。

表 1. 製品の本体質量の基準

	製品の本体質量 [kg]
BD レコーダー	≤4.5
BD レコーダー(VCR 一体型機)	≤7.0
BD プレーヤー	≤3.5
DVD レコーダー	≤4.5
DVD レコーダー(VCR 一体型機)	≤6.5
DVD プレーヤー	≤2.0

- (2) 保守部品(製品の機能・性能を維持するために不可欠な補修用部品)の供給期間は当該製品の製造停止後、8年間確保していること。

**【証明方法】**

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また本事項を記載した取扱説明書、リーフレット、ホームページなどの該当部分の写しを提出すること。

- (3) 修理の受託体制が整備され、機器利用者の依頼に応じて修理を行っていること(リペアシステム)。体制の整備として以下に適合すること。

- a. 修理を受託することの情報提供がなされていること。
- b. 修理の範囲(サービス内容)、連絡先などに関する情報提供がなされていること。

**【証明方法】**

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また本事項を記載した取扱説明書、リーフレット、ホームページなどの該当部分の写しを提出すること。

- (4) 製品はリサイクルするための分解が可能な設計であること。具体的には、**別表 1**の「製品設計チェックリスト」に適合すること。

## 【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また「記入表 1」の「製品設計チェックリスト」を提出すること。

- (5) 製品の包装材料は省資源化に配慮していること。具体的には、「別表 2」の「包装材料チェックリスト」に適合すること。

## 【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また「記入表 2」の「包装材料チェックリスト」を提出すること。

## 4-1-2 地球温暖化の防止

## &lt;エネルギー消費&gt;

- (6) 使用(動作)時の消費電力は表 2 の基準に適合すること。

## 【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること、および試験結果を提出すること。  
また、分析試験事業者名・試験事業者の所在地・ISO9001(一致規格 JIS Q9001)認定あるいは、ISO/IEC17025(一致規格 JIS Q17025)適合の情報を付属証明書に記載すること。

表 2. 使用(動作)時の消費電力

	HDD 容量[TB]	動作時の消費電力[W]
BD/DVD レコーダー (VCR 一体型機を含む)	≤1	≤26
	1<	≤29
BD プレーヤー	—	≤15
DVD プレーヤー	—	≤9

- (7) オフ時および待機時の消費電力は、表 3 に適合すること。また、オフモードおよび／または待機モードが利用可能であること。

なお、測定方法等は、「家庭用およびオフィス用電気・電子機器の待機・オフモード時の電力消費のエコデザイン要求事項に関して、欧州議会・理事会指令 2009/125/EC を実施する、2008 年 12 月 17 日付けの欧州委員会規則(COMMISSION REGULATION (EC) No 1275/2008)」及びそのガイドラインに従うこと。

## 【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること、および試験結果を提出すること。また、分析試験事業者名・試験事業者の所在地・ISO9001(一致規格 JIS Q9001)認定あるいは、ISO/IEC17025(一致規格 JIS Q17025)適合の情報を付属証明書に記載すること。

表 3. オフモード、待機モードの消費電力

	消費電力[W]	
	2013 年 1 月以前	2013 年 1 月以降新製品として、出荷される製品
オフモード	≤1.00	≤0.50
待機モード	≤1.00	≤0.50

- (8) 製品は録画・再生等の主要機能が停止した状態で、一定の時間、無操作状態が経過したとき、待機モードもしくはそれ以下の消費電力のモードに移行する機能を有すること。

**【証明方法】**

本項目への適合を付属証明書に記載すること。

- (9) 高速起動モードを有する機器については、待機モードもしくはそれ以下の消費電力の待機モードに初期設定(工場出荷時設定)がされていること。

**【証明方法】**

本項目への適合を付属証明書に記載すること。

#### 4-1-3 有害物質の制限とコントロール

- (10) 製品(リモコン、ケーブル類を含む)における鉛・水銀・カドミウムおよびそれらの化合物、六価クロム化合物の含有率が、改正 RoHS 指令(2011/65/EU)の ANNEX II(表 4)に適合すること。ただし、ANNEX III に指定されているものは除く。

また、多臭化ビフェニール(PBB)、多臭化ジフェニルエーテル(PBDE)または短鎖塩素化パラフィン(鎖状 C 数が 10-13、含有塩素濃度が 50%以上)の難燃剤を処方構成成分として添加していないこと。

**【証明方法】**

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また確認方法を記載すること。

表 4. 含有率

物質の名称	含有率[wt%]
鉛及びその化合物	≤0.1
水銀及びその化合物	≤0.1
カドミウム及びその化合物	≤0.01
六価クロム化合物	≤0.1

※含有率は均質物質(全体的に一様な組成で機械的に分離できる最小単位)における含有割合を指す。

- (11) 25g 以上のプラスチック製筐体部品にハロゲンを含むポリマーを使用しないこと。また難燃剤の処方構成成分として、有機ハロゲン化合物を添加していないこと。

**【証明方法】**

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また記入表 3「25g 以上の筐体プラスチック製部品に使用しているプラスチック材料リスト」を提出すること。

- (12) 製品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環

境法規等を適正に順守していること。

**【証明方法】**

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。**記入表 4**

また、過去 5 年間における行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写し等)
  - 1)工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
  - 2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
  - 3)記録文書の保管について定めたもの
  - 4)再発防止策(今後の予防策)
  - 5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

(13) 製品に内蔵する電池は、EU 指令 2006/66/EC(表 5)に適合すること。

**【証明方法】**

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また、試験結果または電池製造事業者による適合証明書を提出すること。

表 5. 電池の重金属の基準値

	水銀[wt%]	カドミウム[wt%]
含有率	<0.0005 ボタン電池:<2	<0.002

**4-1-4 ユーザーへの情報提供**

(14) 以下のユーザーへの情報を取扱説明書、リーフレット、ホームページなどに提供すること。

- a) エネルギー消費に関する情報
  - 1) 使用時/オフ時・待機時の消費電力
  - 2) 高速起動モードなどの消費電力と設定方法(待機時の消費電力よりも高速起動モードなどの消費電力が高い場合には、設定方法のページにもその旨を記載すること)
  - 3) 録画・再生等の主要機能が停止した状態で、一定の時間、無操作状態が経過したとき、待機モードもしくはそれ以下の消費電力のモードに移行する機能の設定方法
- b) 使用後の製品の廃棄もしくはリサイクルに関する情報

**【証明方法】**

本項目への適合を付属証明書に記載すること。またユーザーへの情報を記載した取扱説明書、リーフレット、ホームページなどの該当部分の写しを提出すること。

#### 4-2.品質に関する基準と証明方法

なし。

#### 5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。

- (1) 使用済製品の回収および部品の再使用や材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、希少金属類のリサイクルシステムを構築していること。
- (2) 申込者の提供する取扱説明書(ユーザーマニュアル)は以下 a. ~c.および d.を考慮していること。
  - a. 古紙リサイクルに支障をきたさないような製本形態であること。ただしホットメルト接着剤の使用を認める。
  - b. 使用用紙のパルプ漂白工程で塩素ガスを使用していないこと。
  - c. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。
 ただし、海外で印刷されるものについては、a.を考慮すること、かつ b または以下 d の項目を考慮することにより。
  - d. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 30%以上であること。

#### 6. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分(申込単位)は品番毎とする。ただし、同一の商品ブランドで製品規格が同等(筐体の色のみが異なるなど)の場合には、同一の商品区分として取り扱う。
- (2) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- \* ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- \* 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。  
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「[www.ecomark.jp](http://www.ecomark.jp)」、「Eco Mark Certificate」
- \* 環境省「環境表示ガイドライン」(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- \* その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。  
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)



---

2012年 1月 15日	制定 (Version1.0)
2017年 3月 27日	有効期限延長
2019年 4月 1日	改定(マーク表示)
2022年 3月 1日	有効期限延長
2029年 1月 31日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

**別表 1** 製品設計チェックリスト (1/3)

## 対象の定義

各要求項目は、機器本体のうちの指定されたサブアッセンブリーに適用される。

サブアッセンブリー	力あるいは形状によって互いに結合された 2 つ以上の部品から構成されるもの。
筐体部品	機器を環境影響から保護すると共に、ユーザーと可動部品、発光部品または高電圧部品との接触を防ぐ部品。
シャーシ	機器本体の主部品を固定するための骨格となる機能を持つ部品。
電気・電子サブアッセンブリー	少なくとも 1 つの電気・電子部品を含むアッセンブリー。
ポリマーアロイ(ポリマーブレンド)	二成分以上の高分子の混合あるいは化学結合により得られる多成分系高分子の総称。異種高分子を物理的に混合したものをポリマーブレンドと呼ぶ。
再使用プラスチック部品	過去に使用され、再度使用されているプラスチック部品。
再生プラスチック	プレコンシューマ材料およびポストコンシューマ材料からなるプラスチック。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、原料として同一の工程(工場)内でリサイクルされるものは除く。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。
再生プラスチック部品	再生プラスチックを含むプラスチック製部品。

## カテゴリ分類

要求項目は **Must** 項目、**Should** 項目のいずれかのカテゴリに分類される。

<b>Must</b> 項目	実現されなくてはならない項目
<b>Should</b> 項目	実現されることが望ましい項目

## 参考規格名

ECMA341(Environmental Design Considerations for ICT&CE Products)第 3 版

2008 年 6 月欧州計算機工業会

別表1 製品設計チェックリスト (2/3)

## ◆Must 項目(実現されなくてはならない項目)

No	要求	対象	実現	解説	ねらい
1	相互に適合性を有さない材料で構成されるサブアッセンブリー同士は分離可能かまたは分離補助部付きで結合されているか。	筐体部品、 シャーシ、 電気・電子サブアッセンブリー	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	金属インサート成型部品や複数のプラスチック材料で構成される等が考えられる。 プラスチック材料間の適合性については、ECMA341 附属書 C「プラスチック適合性ガイド」などを参考にチェックすることができる。	再利用・ リサイクルの促進
2	電気・電子サブアッセンブリーおよび電気・電子部品は容易に見つけれ、分離可能か。保守・修理において交換の必要性が高い部品は容易に取り外しができるか。	機器全体	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		部品探索の容易化
3	リサイクルのための分解は一般的な工具だけでできるか。	筐体、 シャーシ、 電気・電子サブアッセンブリー	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	『一般的な工具』とは、市販されていて入手可能な工具を指す。法律上、接続技術の選択に限られる場合には適用されない。	結合解除の容易化
4	分離すべき結合箇所は容易に見つけられるか。	筐体部品、 シャーシ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	ネジの分離箇所表示などがある。	部品探索の容易化
5	分解工具のために必要な掴み点および工具が入る作業空間が考慮されているか。	筐体部品、 シャーシ、 電気・電子サブアッセンブリー	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		結合解除の容易化
6	サブアッセンブリーの固定のためのネジ結合は 3 種類以下の道具だけで解除できるか。	筐体部品、 シャーシ、 電気・電子サブアッセンブリー	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	工具は駆動タイプ(例えばプラスドライバー・マイナスドライバー)および駆動サイズ(例えば工具サイズ)によって特長付けられる。	結合解除の容易化
7	分解作業は一人の人間で行えるか。	機器全体	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	例えば、アンダーカット角度が 90 度あるいはそれ以上の場合には、任意の数の同じ結合方向のスナップ結合を同時に結合することができるが、これを解くことは常に可能とは限らない。この要求は、3 つ以上のスナップ結合が同時に解かれなければならない場合には、満足していないと見なす。	分解・解体の容易化
8	製造事業者は上記 1 から 7 に従って、試し分解を行ったか。	機器全体	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
9	25g 以上の筐体プラスチック部品の材質は分離が容易な 4 種類以下でなければならず、分離可能な筐体構成単位ごとの材質は 1 種類の重合体(単一重合体あるいは共重合体)または再活用可能な混合材料(ポリマーアロイ)でなければならない。また、付着させたラベルなどはこれらが付着した部分と同一材質であるか、もしくは再活用に支障のあるものであってはならない。	筐体部品	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	再使用・リサイクル可能な材料の採用を目的としている。 付着させたラベルの例としては、Blu-ray Disc のステッカーなどが挙げられる。	再利用・ リサイクルの促進
10	プラスチック部品には少なくとも ISO11469 (同等規格-JIS K6999)によるマーキングがなされているか。ただし、重さ 25g 未満の部品または平らな部分の面積が 200mm <sup>2</sup> 未満の部品、または透明部品は除く。	機器全体	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		再利用・ リサイクルの促進

別表 1 製品設計チェックリスト (3/3)

## ◆Should 項目(実現が望ましい項目)

No	要求	対象	実現	解説	ねらい
1	同一のプラスチック材料から製造されている部品の材料着色は、統一性または適合性を有しているか。ただし、機器の操作部品には本項目を適用しない。	筐体部品	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	『適合性を有する着色』とは、同色で明度が異なる場合を指す。	再利用・リサイクルの促進
2	リサイクルを妨げない塗料またはインクを使用しているか。 もしくは プラスチック部品への塗装または印刷は必要最小限(例:製造者名)に限定されているか。ただし、レーザーマーキングなどは本項目に示す「塗装」に含まない。また、再使用部品であることが証明された部品には本項目は適用しない。	筐体部品	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	『リサイクルを妨げない塗料』とは、塗装する部品の材料と塗料が相溶性を有し、高度なマテリアルリサイクル(自社製品への水平リサイクル)の阻害とならないことを言う。	再利用・リサイクルの促進
3	規格部品(standard parts)を除き、部品数において機器の構成要素の50%以上が同一製造事業者の同一世代、または同一性能の他機種と共通部品として使用されているか。	機器全体	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ  <input type="checkbox"/> 対象となる機器が存在しない	部品の共通化は、保守部品として保有する部品の削減、分離・分解処理の容易性に繋がる。	部品共通化
4	再使用プラスチック部品または再生プラスチック部品を使用しているか。	筐体部品、シャーシ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	一部品中全てが再使用または再生プラスチックでなくてもよい。	再利用・リサイクルの促進
5	製品中の希少金属類が含まれる部品や、希少金属類の種類や量等を把握しているか。	機器全体	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		再利用・リサイクルの促進
6	希少金属類を含む部品の再利用のための設計上の工夫がなされているか。	機器全体	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	ハードディスクやプリント基板やコンデンサ等を含む部品の取り外しを容易にするなどの方法がある。	再利用・リサイクルの促進

## 別表2 包装材料チェックリスト

### ■使用包装材料一覧表

1 製品あたりに使用している包装材料の名称、重量、再生材料の使用率を記載して下さい。

No.	使用包装材料名	重量[g]	再生材料の使用率
1			%
2			%
3			%
4			%
5			%
合 計			

使用包装材の記入例：ダンボール、ポリエチレン、発泡ポリスチレン、パルプモールド

### ■包装材料チェックリスト

以下の要求事項に対して、全て実現(「はい」)している場合に、基準に適合すると判断する。

No.	要求	実現	解説						
1	<p>減量化・減容化を考慮して設計しているか</p> <p>具体的には、同タイプの従来機(もしくは基準機)に使用される包装材料との減量化もしくは減容化率等の比較を行っているか(該当する従来機が存在しない場合には、従来機との比較は適用しない)</p>	<p><input type="checkbox"/>はい/<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p>従来機に使用される包装材料との比較</p> <table border="1"> <tr> <td>従来機の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減量化率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減容化率</td> <td></td> </tr> </table> <p>減量化率、減容化率は、どちらかでも構いません。 <input type="checkbox"/>該当する従来機が存在しない</p>	従来機の名称		減量化率		減容化率		
従来機の名称									
減量化率									
減容化率									
2	再生材料の使用を考慮して設計しているか(古紙、再生プラスチックなど)	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	再生材料を使用している場合には、上記一覧表に記載すること						
3	包装材の表面に印字するインクの使用量を低減するように考慮して設計しているか	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	印刷面積を減らすデザイン等の採用により、インキ等の使用削減ができる						
4	材料の共通化を図るように設計しているか	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	自社製品内での材料の共通化や同一製品に使用される包装の材料を統一することが望ましい						
5	リサイクル、もしくはリユースしやすい材料の選択を考慮して設計しているか	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	消費者がリサイクル等にまわしやすい材料を選択することが望ましい						
6	異種材料を複合して使用する場合には、材料間の分離が容易なように設計しているか	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	ここでいう異種材料とは、金属とプラスチック、紙とプラスチック等を指し、プラスチックの種類による違いではない。						
7	リサイクル、もしくはリユースしやすいように、法令や JIS 規格等による材質表示がされているか	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	消費者がリサイクル等にまわせるように適切な表示を行う必要がある。						
8	包装に使用される材料は、環境影響を及ぼす化学物質の使用回避、削減がされるように材料選択をしているか	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	環境影響を及ぼす化学物質を使用している場合には、リサイクルや廃棄時に問題となる。						